

令和4年2月22日

## 懲戒処分等の公表及び市長、消防長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

### ○ 事案1 正当な理由のない欠勤及び職員に対する脅迫行為等について

#### 1 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和4年2月21日

(2) 処分内容及び職員の所属・職名・氏名・年齢・性別

免職 建設部建設総務課 主事 澤田 裕幸 34歳 男

(3) 非違行為の概要

本件については、令和3年10月19日以降において、無断遅刻・早退による欠勤を行い、所属長等が複数回にわたり出勤又は休暇届等の指示を行ったにもかかわらず、その指示に従わず令和4年1月25日までの間、正当な理由のない欠勤を繰り返したものであります。

また、令和4年1月20日、建設部内において上司に対し「職員全員刺すか、何するか分かりませんよ。」などと申し向け、脅迫し、令和4年1月26日に佐沼警察署に逮捕されたものであります。

さらに、所属長に対する威嚇する行為や発言を行うとともに、欠勤による業務の遅延や、上司に対する脅迫行為により、建設部職員に負担や不安を与え、職場の秩序に大きな影響を及ぼしたものであります。

### ○ 事案2 消防職員によるパワーハラスメントについて

#### 1 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和4年2月21日

(2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別

減給(10分の1) 3月 係長級 44歳 男

(3) 非違行為の概要

本件については、部下職員に対し、個人を否定する発言や人格を否定する発言を行うとともに、他の職員とは異なる対応をするといったパワーハラスメントに該当する行為を行ったものであります。また、当該職員は、以前にも職員に対する暴力行為により厳重注意を受けていたにも関わらず、再びこのような事態を惹き起こしたものであります。

## (4) 管理監督責任

上記の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員4名に対し、下記の処分を行いました。

- ・訓告 課長級 (49歳、男)
- ・文書嚴重注意 部長級 (59歳、男)
- ・文書注意 次長級 (55歳、男)、課長級 (54歳、男)

## ○ 市長コメント

職員に対し、これまでも再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、服務規律や法令に反する行為が行われ、市民の皆様の信頼を損ねる事態となったことについては極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

当該職員並びに管理監督職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、職員一人一人が高い倫理観を持ち職務に精励するよう指導するとともに、再発防止に努め、一日も早く市民の皆様方の信頼を回復できるよう最大限努めてまいります。

## ○ 消防長コメント

市民の皆様方の生命、財産を保護することが職責である消防職員が、部下職員に対し職場内でこのような行為を起こしたことは、決して許されないことであり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態を惹き起こすことのないよう、職員一人一人が高い倫理観を持ち職務に精励するよう指導するとともに一日も早く市民の皆様方の信頼を回復できるよう最大限努めてまいります。

[ 問い合わせ先 ]

処分に関するもの

総務部人事課 電話：0220-22-2145 (直通) 担当：課長 幡江 健樹

事案1に関するもの

建設部建設総務課 電話：0220-34-2365 (直通) 担当：課長 高橋 浩昭

事案2に関するもの

消防本部消防総務課 電話：0220-22-3119 (直通) 担当：課長 佐々木 祐也